

「道路標識建替修繕（北区上賀茂本山）」仕様書

京都市建設局北部土木みどり事務所

(担当：酒井 岡本 075-492-3111)

1 業務名

道路標識建替修繕(北区上賀茂本山)

2 業務の目的

曲損して危険な状態にある道路標識の支柱を建て替え、道路利用者の安全かつ円滑な通行を確保するものである。

3 履行期間

契約締結の日から令和8年5月15日まで

4 履行場所

京都市北区上賀茂本山 地内

5 業務範囲

別紙「位置図」及び「現況写真」のとおり

6 業務内容

- 既存の曲損した標識支柱の抜柱・撤去を行うこと。
- 撤去した既存支柱及びコンクリート殻等の廃材は適切に処分すること。
- 同位置に新しい支柱(※発注者より支給)を建柱・固定すること。※標識の設置方向が適切になるように建柱方向に十分注意すること。
- 既存の標識板及び取付金具を取外し、新しい支柱に転用(再設置)すること。

7 支払条件 業務完了後、履行場所(業務範囲)において適切に業務が履行されていることを確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。

8 特記事項

(1)費用について

- 本作業に要する材料費(支給品である支柱を除く)、労務費、車両運転費、仮設資材、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。
- 業務に伴い発生した廃棄物は適正に処理するものとし、運搬費及び発生材の処分費は本業務に含む。

(2)安全・施工について

- 作業にあたっては通行車両や歩行者、近隣住民等の安全に十分配慮し、適切な安全対策のうえ実施すること。
- 道路規制に伴う道路使用許可が必要な場合は、受注者において所管の警察署と協議のうえ取得すること。
- 作業実施者の安全管理については、受注者の責任において行うこと。
- 作業時間は平日の午前9時から午後5時の間とする。
- 作業中、事故をはじめ、問題が生じた場合は、速やかに監督職員に連絡しその指示に従うこと。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。

(3)提出書類

- 業務完了後、速やかに以下の完了書類を提出すること。
 1. 業務完了報告書
 2. 請求書
 3. 作業写真(着手前、作業中、完了時を定点撮影したもの。根入れなど不可視部分は必須)

位置図



現況写真



参考

標識⑥タイプ

神-10

